

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号
本店所在地	〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	60億円（平成21年4月1日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成20年10月8日
連絡先	お取引のある本支店 カスタマーサポートセンター 0120-746-104

東海東京証券からのお知らせ

投資信託のご購入時にご負担いただく費用について

投資信託のご購入に際して、購入時手数料(販売手数料)をご負担いただく場合があります。

購入時手数料率(販売手数料率)は、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。

<購入時手数料(販売手数料)の例>

(例1) 口数指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、購入金額(購入口数×約定日の基準価額)に、手数料率(3.24%(税抜3.0%))を乗じて次のように計算します。

購入時手数料=購入口数×基準価額×3.24%(税抜3.0%)

例えば、基準価額10,000円の時に100口購入いただく場合(当初1口=1万円の場合)は、

購入時手数料=100口×10,000円×3.24%=32,400円となり、合計1,032,400円お支払いいただくこととなります。

(例2) 金額指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、購入金額(購入口数×約定日の基準価額)に、次の手数料率を乗じた額とします。

購入時手数料率：3.24%(税抜3.0%)

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額(お支払いいただく金額)の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

(例3) 約定金額指定で購入する投資信託の場合

当社における購入時手数料は、購入金額(購入口数×約定日の基準価格)に、次の手数料を乗じた額をします。

購入時手数料率：3.24%(税抜3.0%)

例えば、100万円の約定金額指定で購入いただく場合、指定金額の100万円に加えて購入時手数料(税込)をいただきます。

購入時手数料=1,000,000円×3.24%=32,400円

となり、合計1,032,400円お支払いいただくこととなります。

※(例1)、(例2)、(例3)において記載している購入時手数料は、手数料計算の一例として記載しているものです。購入時手数料率は投資信託により異なります。また、同一の投資信託を購入する場合でも、購入する口数(金額)によって異なる場合があります。

※口数指定や金額指定による購入の可否は、投資信託の銘柄ごとに異なり、いずれか一方の取扱いができない場合があります。

2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ改定された場合、上記(例1)(例2)(例3)では購入時手数料は3.30%(税抜3.0%)となります。

この場合、

・(例1：口数指定)の購入時手数料は33,000円、購入金額合計は1,033,000円となります。

・(例2：金額指定)の購入時手数料につきましては、33,000円となります。100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、上記同様100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

・(例3：約定金額指定)の購入時手数料につきましては、100万円の約定金額指定の場合

1,000,000円(約定金額)×3.30%となり33,000円の購入時手数料となり、

合計は1,000,000円(約定金額)+33,000円=1,033,000円(お支払い金額)となります。

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型・年2回決算型)
購入時手数料について

①購入時手数料

購入時手数料(販売手数料)の額は 購入金額 に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額とします。

購入金額＝お申込口数×基準価額＋購入時手数料(販売手数料)

購入金額	手数料率(現行)
5000万円未満	3.2400% (税抜3.00%)
5000万円以上2億円未満	2.1600% (税抜2.00%)
2億円以上3億円未満	1.0800% (税抜1.00%)
3億円以上5億円未満	0.5400% (税抜0.50%)
5億円以上	なし
スイッチング手数料(2億円未満)	1.0800% (税抜1.00%)
スイッチング手数料(2億円以上)	なし

※2019年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる予定です。
引き上げ後(2019年10月以降)の手数料率は以下の通りとなります。

購入金額	手数料率(増税後)
5000万円未満	3.3000% (税抜3.00%)
5000万円以上2億円未満	2.2000% (税抜2.00%)
2億円以上3億円未満	1.1000% (税抜1.00%)
3億円以上5億円未満	0.5500% (税抜0.50%)
5億円以上	なし
スイッチング手数料(2億円未満)	1.1000% (税抜1.00%)
スイッチング手数料(2億円以上)	なし

②購入単位

一般コース:1万円(口)以上1円(口)単位
自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位

※オンライントレード(インターネット取引)にてご注文いただいた場合は、
上記の購入時手数料が20%割引となります。

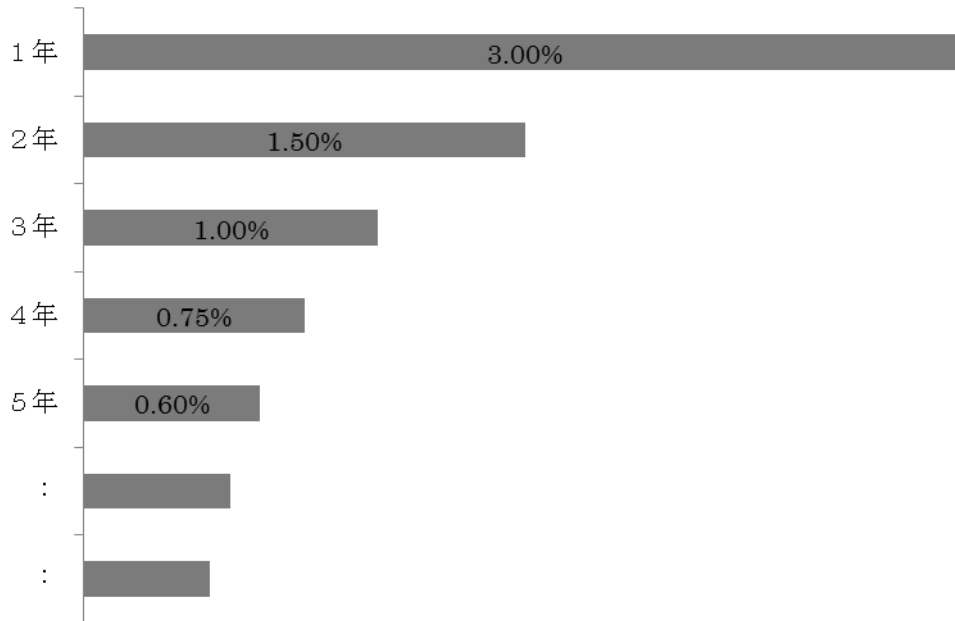
東海東京証券株式会社

購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料(販売手数料)は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料(販売手数料)が3%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料(販売手数料)を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の、購入時手数料(販売手数料)のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)又は目論見書補完書面でご確認ください。

<リスクと諸費用等について>

投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、発行会社の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行う場合は、為替の変動により損失を被ることがあります。投資信託をご購入の際には、銘柄ごとに設定された販売手数料、信託財産留保額及び信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当社の概要

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お客様各位

NISA、ジュニア NISA 及びつみたて NISA 口座における
分配金再投資型の公募株式投資信託の取扱に係るご留意事項

1. 分配金再投資型の投資信託におきましては、契約に基づき分配金が自動的に再投資されます。各年分の非課税枠における年間累積購入金額が NISA 口座については 120 万円、ジュニア NISA 口座につきましては 80 万円を上限とされている（以下、上限額）ことから、上限額の枠内での分配金（元本払い戻しの額である特別分配金を含みます。）の再投資が契約に基づき自動的に行われます。上限額を超える部分の分配金につきましては、自動的に特定口座または、一般口座（以下、「課税口座」）にて買付させていただきます。
2. NISA 口座及びジュニア NISA 口座において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税枠で管理される公募の株式投信に対して支払われるものが対象となり、課税口座において支払われる収益分配金については、課税となります。
同一銘柄の公募株式投資信託を NISA 口座、ジュニア NISA 口座及び課税口座で管理される場合は、それぞれの口座での保有口数に応じた収益分配金の非課税（NISA 口座及びジュニア NISA 口座）及び課税（課税口座）の処理が行われます。
3. NISA 口座及びジュニア NISA 口座で支払われる分配金からの再投資は NISA 口座及びジュニア NISA 口座の当該再投資を行う時点の非課税枠（上限額に達していない場合に限り。）にて買付を行います。
なお、課税口座で管理する公募株式投信について支払われる分配金からの再投資は、NISA 口座及びジュニア NISA 口座での買付はされません。
4. つみたて NISA 口座で支払われる分配金からの再投資は、非課税投資枠内で積立買付を優先させていただくため、当社における投資信託の分配金の再投資については、当面、課税口座での買付となります。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

東海東京証券株式会社
(2017.11)

使用開始日 2019.6.19

LM・オーストラリア
高配当株ファンド
(毎月分配型)
(年2回決算型)
(為替ヘッジあり)(毎月分配型)
(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

追加型投信／海外／資産複合



投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日 1998年4月28日 資本金 10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆2,817億円
(2019年4月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三井住友信託銀行株式会社

販売会社(販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります)、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL 03-5219-5940

(受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書により行う「LM・オーストラリア高配当株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月18日に関東財務局長に提出しており、2019年6月19日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。

「LM・オーストラリア高配当株ファンド」は、為替ヘッジの有無、決算頻度の異なる合計4ファンドで構成されています。本書では、各ファンドを次の略称で表示すること、各ファンドの為替ヘッジの有無、決算頻度に応じて次の総称で表示すること、または各々を指して「当ファンド」ということがあります。

ファンド名	略称	総称1	総称2
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	為替ヘッジなし 毎月分配型	為替ヘッジなし	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	為替ヘッジなし 年2回決算型	為替ヘッジなし	年2回決算型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (毎月分配型)	為替ヘッジあり 毎月分配型	為替ヘッジあり	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (年2回決算型)	為替ヘッジあり 年2回決算型	為替ヘッジあり	年2回決算型

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジなし 毎月分配型	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・不動産投信))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリー ファンド	なし
為替ヘッジなし 年2回決算型					年2回			
為替ヘッジあり 毎月分配型					年12回 (毎月)			あり (フルヘッジ)
為替ヘッジあり 年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



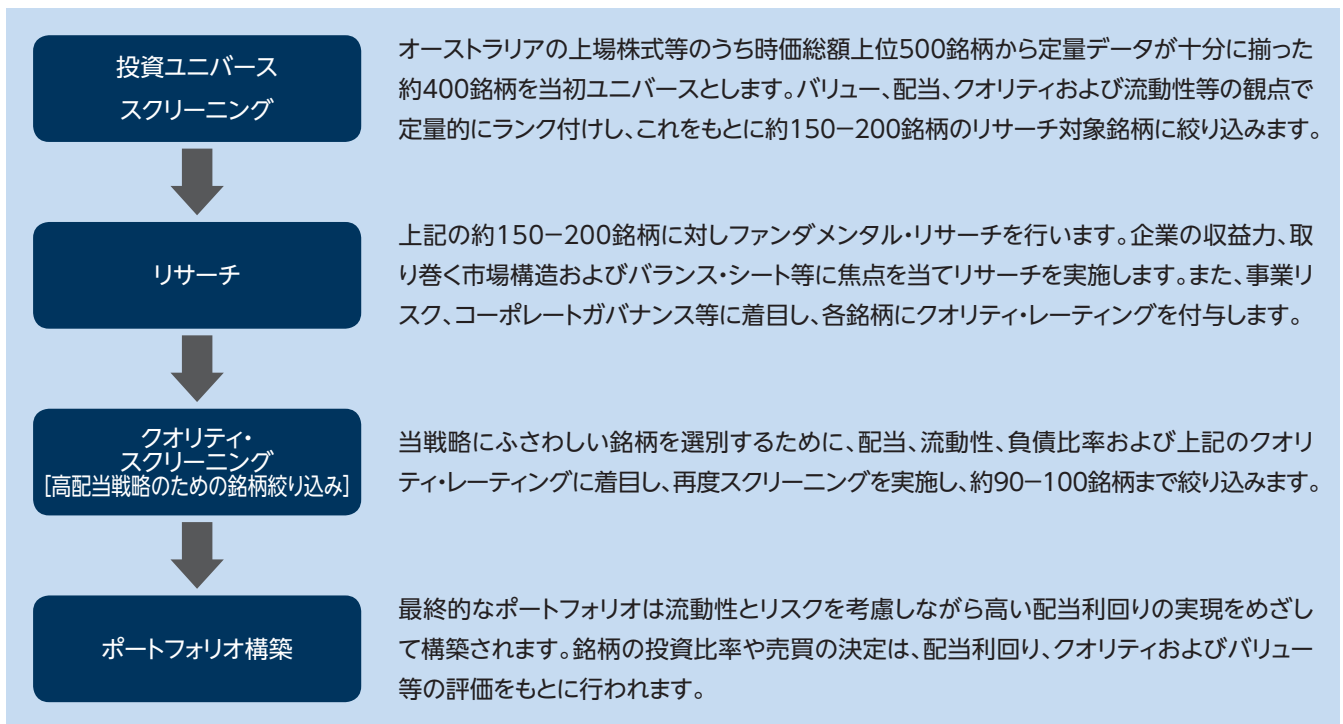
ファンドの目的

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1 オーストラリアの株式市場に上場している高配当株等に投資します

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 上場している不動産投資信託を含む投資信託証券に投資します。
- 銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。



※上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。



特色2 決算期および為替ヘッジの有無の異なる4つのファンドがあります

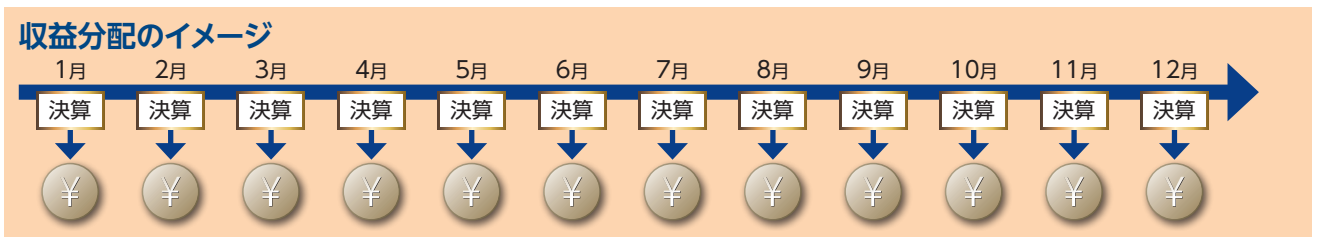
	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
毎月分配型 決算日 毎月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(毎月分配型)
年2回決算型 決算日 毎年3月20日および9月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(年2回決算型)

*休業日の場合は翌営業日とします。

- 毎月分配型と年2回決算型があります。

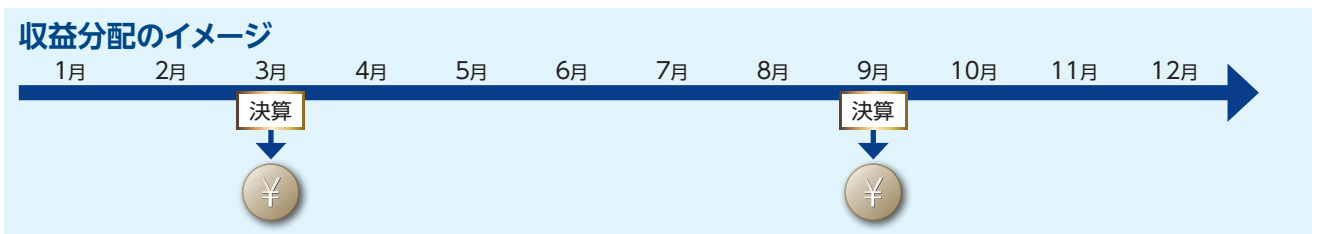
「毎月分配型」

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。



「年2回決算型」

毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

*分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」があります。

「為替ヘッジなし」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

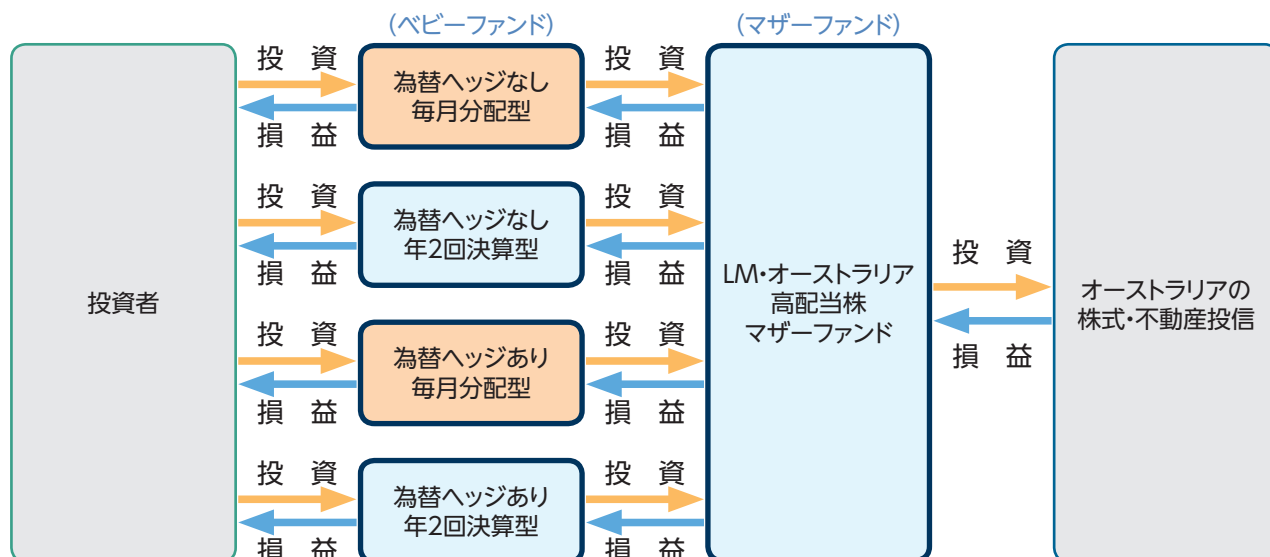
*為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるとは限りません。

豪ドル建て資産を円に為替ヘッジする場合、概ね豪ドル短期金利と円短期金利の差に相当する為替ヘッジコストがかかります。

*資金動向、市場動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

特色3 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色4 運用はレグ・メイソン・グループのレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います

- マザーファンドの運用は、「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)に委託します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

- マザーファンドの投資顧問会社
- レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社
- オーストラリア株式の運用において30年以上の実績を持つ

※レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。



ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

毎決算時(毎月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

毎決算時(毎年3月20日および9月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

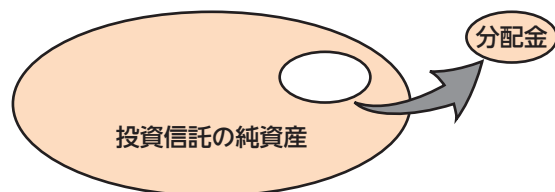
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

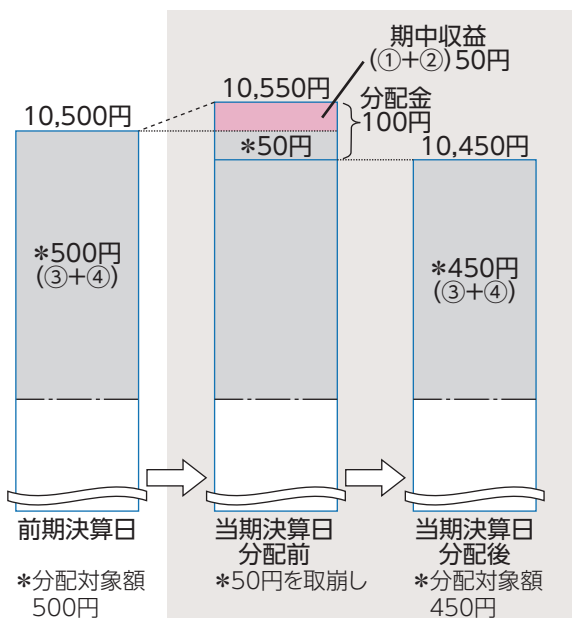
投資信託で分配金が支払われるイメージ



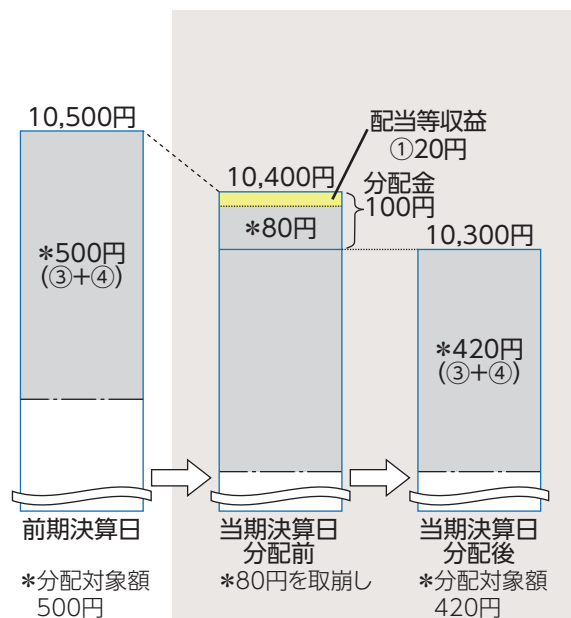
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



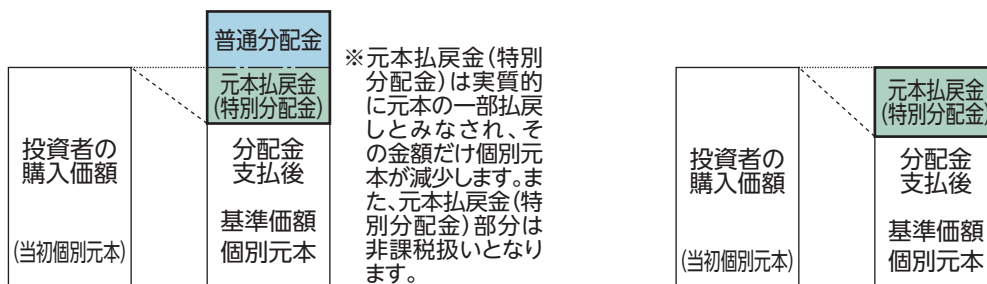
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



不動産投資信託の価格変動リスク(不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

「為替ヘッジなし」

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたり、円金利が豪ドル金利より低い場合、当該金利差に相当するヘッジコストが基準価額の変動要因となります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

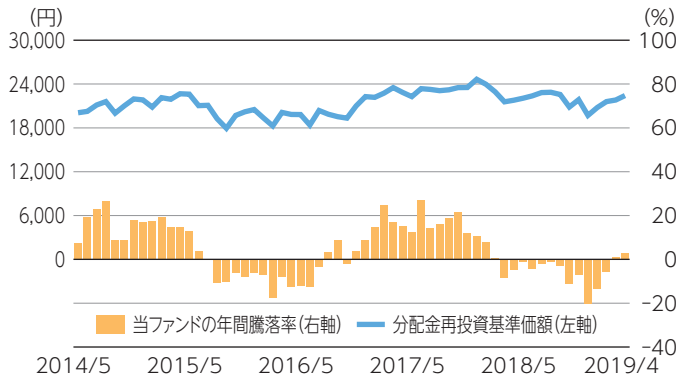
モニタリングの結果は必要に応じて関係部署および社内に設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握および是正勧告等の監督が行われます。



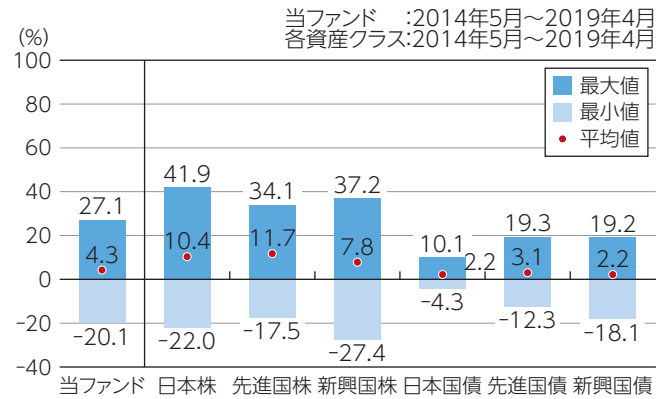
参考情報

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

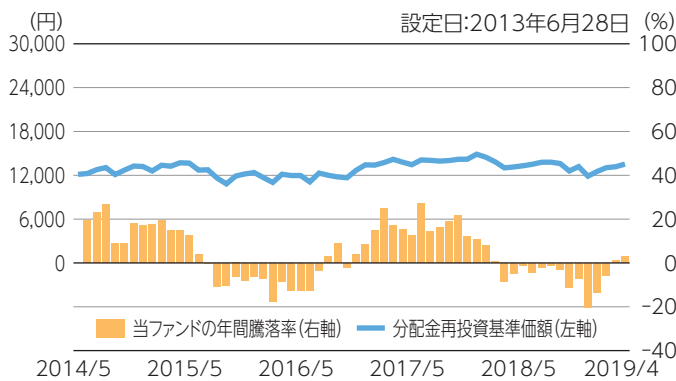


ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

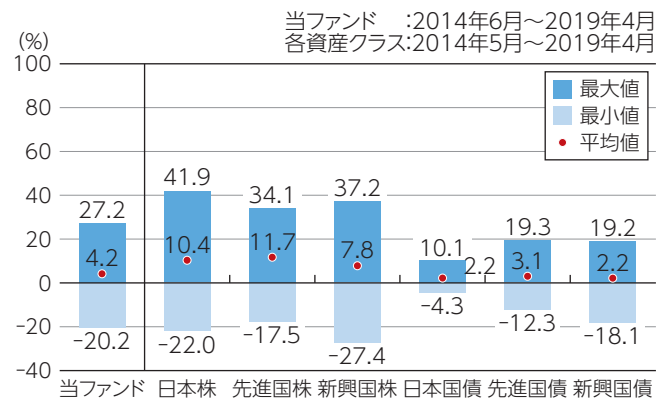


LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



[ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移]の留意点

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

[ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]の留意点

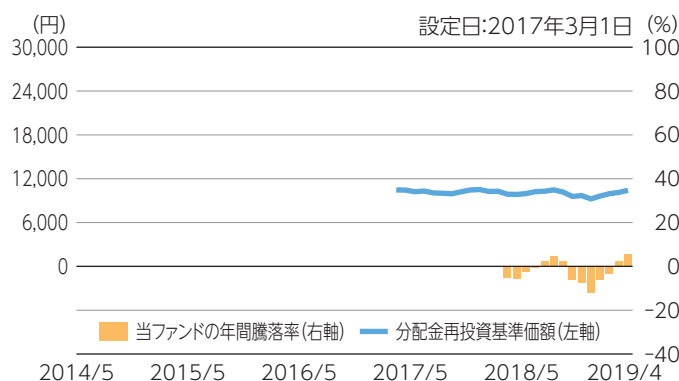
- ※1 グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 当ファンドについては対象期間中の各月末、他の代表的な資産クラスについては直近5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

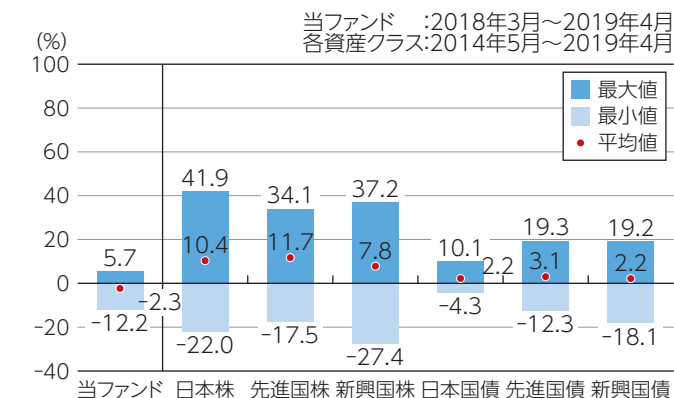
参考情報

LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

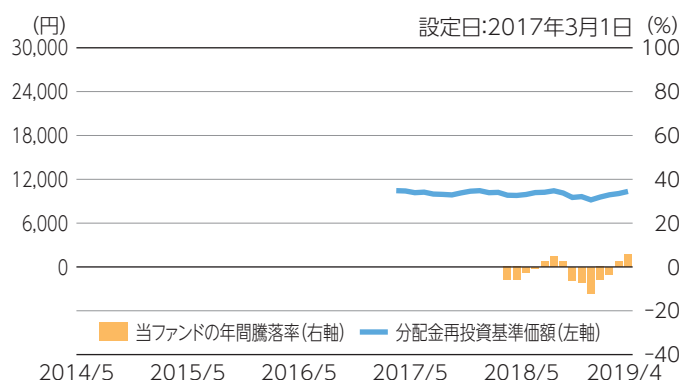


ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

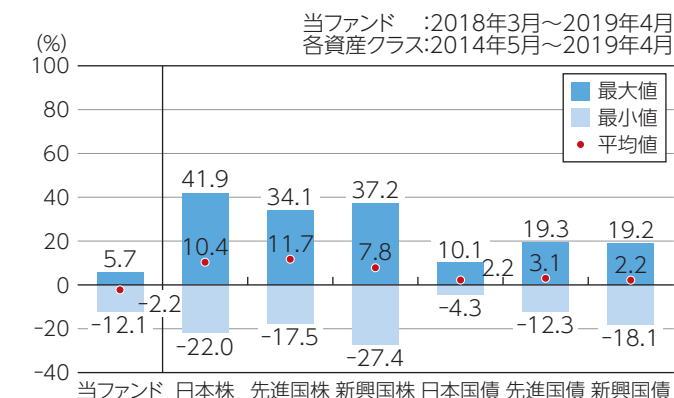


LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

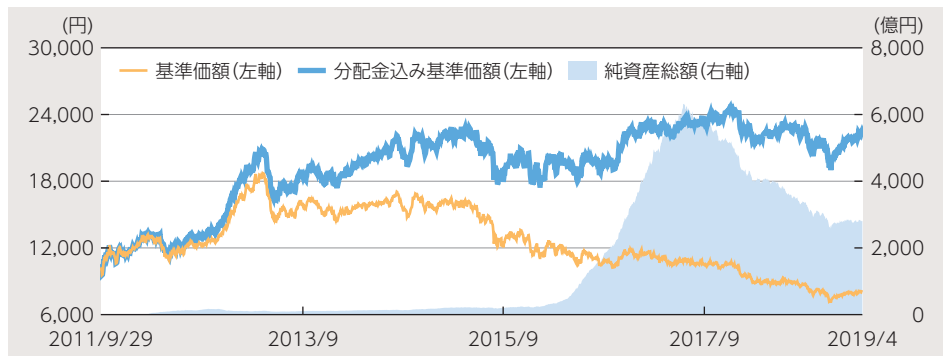
(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス、FTSE新興国市場国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



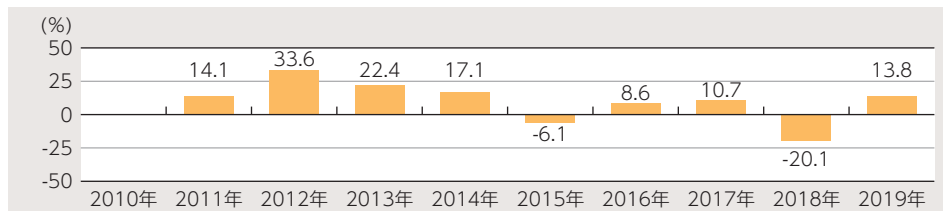
LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2011年はファンドの設定日(2011年9月29日)から年末までの収益率、2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
8,037円	2,801億円

分配の推移

2018年12月	80円
2019年1月	80円
2019年2月	80円
2019年3月	80円
2019年4月	80円
直近1年間累計	1,030円
設定来累計	12,610円

※1万円当たり、税引前

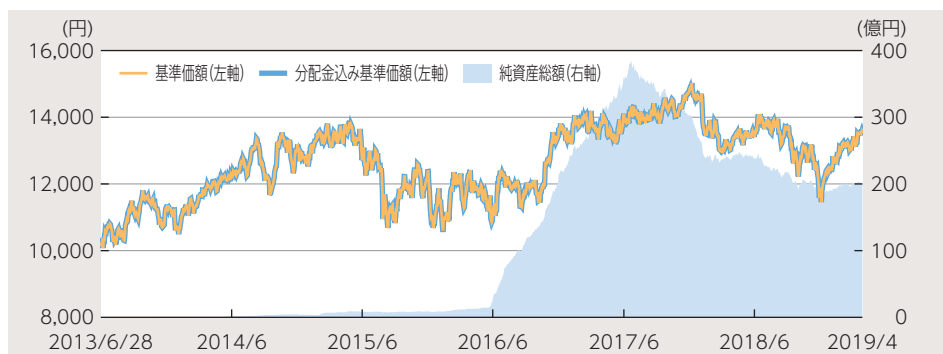
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.02
現金・預金・その他の資産	△0.02
合計	100.00

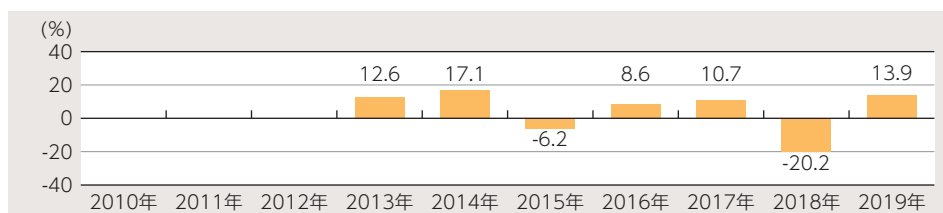
LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2013年はファンドの設定日(2013年6月28日)から年末までの収益率、2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
13,529円	200億円

分配の推移

2017年3月	0円
2017年9月	0円
2018年3月	0円
2018年9月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	0円

※1万円当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

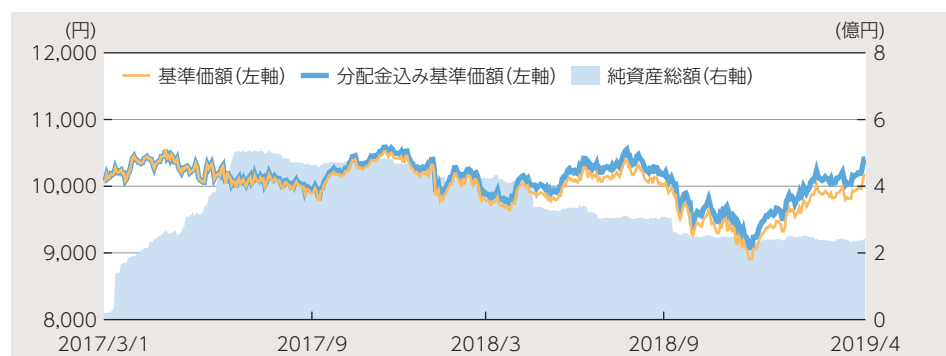
主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.18
現金・預金・その他の資産	△0.18
合計	100.00

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

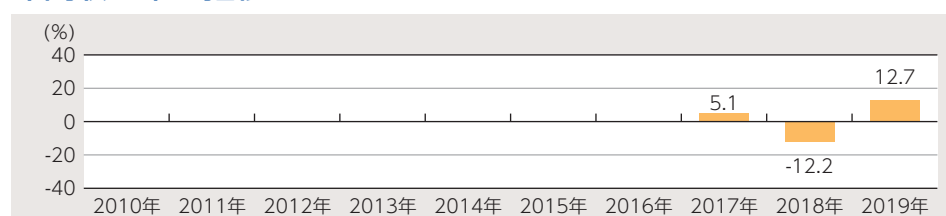
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
10,172円	2億円

分配の推移

2018年12月	10円
2019年1月	10円
2019年2月	10円
2019年3月	10円
2019年4月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	230円

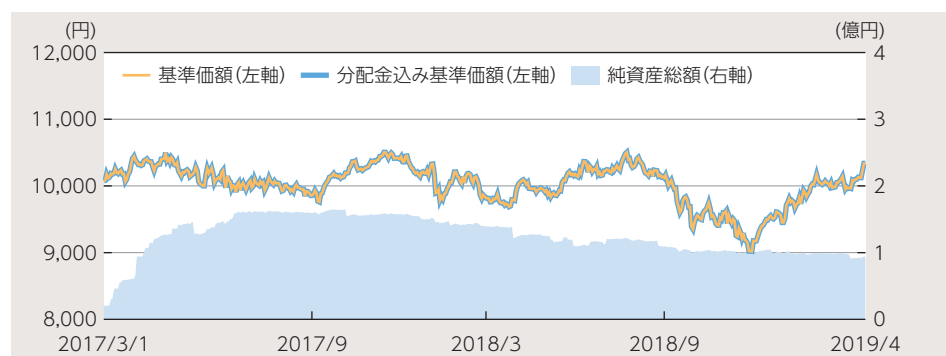
※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	99.29
現金・預金・その他の資産	0.71
合計	100.00

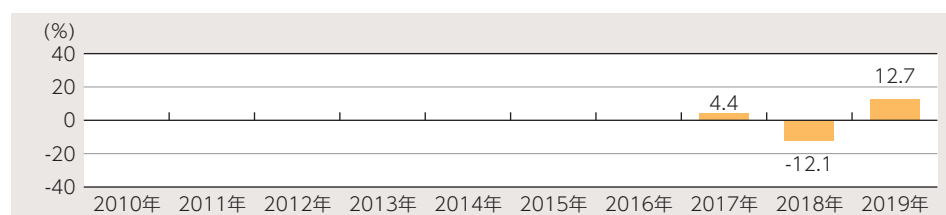
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
10,340円	1億円

分配の推移

2017年3月	0円
2017年9月	0円
2018年3月	0円
2018年9月	0円
2019年3月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	99.49
現金・預金・その他の資産	0.51
合計	100.00

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



(参考)LM・オーストラリア高配当株マザーファンドの主要な資産の状況

■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	85.94
投資証券	12.87
現金・預金・その他の資産	1.19
合計	100.00

■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
金融	31.84
REIT(投資証券)	12.87
公益事業	12.38
一般消費財・サービス	12.32
コミュニケーション・サービス	7.72
エネルギー	7.03
資本財・サービス	6.61
生活必需品	6.42
素材	1.62
合計	98.81

■ 組入上位10銘柄(組入銘柄数 41)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
AGLエナジー	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.87
ANZ銀行グループ	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	5.73
テルストラ・コーポレーション	オーストラリア	オーストラリアドル	コミュニケーション・サービス	5.18
ウッドサイド・ペトロリアム	オーストラリア	オーストラリアドル	エネルギー	4.63
オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	4.16
ウエストパック銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	4.08
ストックランド	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.82
ウェスファーマーズ	オーストラリア	オーストラリアドル	一般消費財・サービス	3.72
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	3.47
センターグループ	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.41

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2019年6月19日から2019年12月18日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングできる場合があります。なお、スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	2031年9月22日まで ※信託期間は延長することがあります。 (為替ヘッジなし 毎月分配型 2011年9月29日設定) (為替ヘッジなし 年2回決算型 2013年6月28日設定) (為替ヘッジあり 毎月分配型 2017年3月1日設定) (為替ヘッジあり 年2回決算型 2017年3月1日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合



決 算 日	<毎月分配型>毎月20日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型>毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	為替ヘッジなし 毎月分配型 8,000億円 為替ヘッジなし 年2回決算型 3,000億円 為替ヘッジあり 毎月分配型 5,000億円 為替ヘッジあり 年2回決算型 3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	3月と9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。 詳しくは、委託会社または販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	<p>申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.78%*(税抜3.50%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>*消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。</p>		<p>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</p>	
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対し年率1.7928%*(税抜1.66%)</p> <p>*消費税率が10%になった場合は、年率1.826%となります。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p>※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</p>		<p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p>	
	配分 および 役務	委託会社	0.80%(税抜)	委託した資金の運用、基準価額の計算等
		販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
		受託会社	0.06%(税抜)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・手数料	<p>売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等</p> <p>原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。</p> <p>その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)</p> <p>日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		<p>売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</p> <p>監査費用: 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</p> <p>印刷等費用: 印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</p>	

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 上記は2019年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo



LEGG MASON
GLOBAL ASSET MANAGEMENT